# 転入に関する誓約書

墨田区長　　あて

墨田区福祉事務所長　あて

私は、墨田区への転入に伴う認可保育施設の入所申込みにあたり、以下の確認事項に同意し、記入した内容に相違ないことを誓約します。

1. 入所希望月の前月末日までに墨田区に転入の上、住民登録の異動（転入届）手続きを行います。
2. 1の手続き後、入所希望月の前月末日（末日が土日祝日の場合は翌開庁日）までに、墨田区子ども施設課入園係の窓口にて本申込みの手続きを行います。
3. 上記1・2の手続きを行わなかった場合は、理由にかかわらず入所内定取消しまたは申込みが無効となることに異議はありません。
4. 入所希望月の申込締切日までに転入することがわかる書類（売買契約書や賃貸借契約書の写しなど）の添付ができない場合は、入所希望月の利用調整の対象とならないことについて了承します。（※）
5. 申込みに関して、墨田区と転入前の自治体間で情報の共有が行われることに異議はありません。

年　　月　　日

保 護 者 署 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現　　住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申 込 児 童 名：①　　年　　月　　日生　②　　年　　月　　日生

現在利用中の保育施設名：①　　保育園（　認可保育施設　・　認可以外　）※該当箇所に○

現在利用中の保育施設名：②　　保育園（　認可保育施設　・　認可以外　）※該当箇所に○

転 入 予 定 日：　　年　　月　　日

転 入 予 定 先：　墨田区＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※）不動産の売買（賃貸借）契約書の写しが添付できない場合は、裏面の「転入に関する申立書」の該当する項目に証明を受けてください。

問合せ先：墨田区福祉事務所子ども施設課入園係　℡03-5608-6152（直通）、03-5608-6712（直通）